

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

6

[令和4年]2022

No.338



靈山寺 ばら庭園

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>



令和4年5月24日開催

公益社団法人 奈良県トラック協会 第49回 定時総会

陸運労災防止協会奈良支部 第60回 通常総会

詳細は7月号に掲載予定。

表紙写真

大和國 登美山 鼻高

靈 山 寺 ばら庭園

Yamatokoku Tomiyama Bikou RYOSENJI

奈良市中町3879

定時総会	巻頭
理事会	2
総務委員会	5

■ 全ト協から

第117回 トラック運送業界の景況感(速報)	6
飲酒運転の根絶を目指して	10
軽油価格調査集計表(2022年3月)	11
ごみのポイ捨て禁止啓発チラシ	12

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	13
---------------	----

■ 奈ト協から

KIT事業の案内	15
6月・7月の行事(予定)表	16
優良従業員表彰	16
優秀運転者顕章候補者のご推薦について	17

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	20
----------------	----

■ 奈ト協から

トラックの構造上の特性	22
事業用自動車事故事例No.82	23
適正化事業・巡回指導報告書	24

■ 奈良労働局から

奈良労働局からのお知らせ	25
--------------	----

■ 厚生労働省から

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	26
-----------------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	28
----------------	----

Gマーク申請の案内	巻末
-----------	----

第284回 理事会

日時：令和4年4月26日(火) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 23名 欠席 3名

総会は5月24日に開催

冒頭、塚本哲夫会長は「ロシアのウクライナ侵攻により、資源価格の高騰による燃料価格の高騰も心配。今現在、協会としてしなければならないこと、できることを前を向いてすすめていきたい。本日は5月の総会に向けた事業報告、決算関係がメインとなっている。審議事項が

たくさんあるが、慎重に審議しながらも短時間で終われるようご協力いただきたい」とあいさつ。議事に入りました。



議 事

審議事項は次の通りです。

- (1) 令和3年度事業報告(案)及び決算(案)について 監査報告 ⇒ 承認
- (2) 第49回定時総会の招集の決定(案)について 令和4年5月24日(火)午後2時～ザ樫原にて開催。総会の目的事項は令和3年度事業報告及び決算承認に関する件、監査報告、役員の選任に関する件、令和4年度事業計画及び収支予算に関する件、なお、通常

- に招集するか、できるだけ議決権行使書面での出席をお願いするかは、5月9日時点の感染状況で正副会長の判断に一任する ⇒ 承認
- (3) 優良従業員表彰受賞者(案)について 運転者33名、一般従業員11名、合計44名 ⇒ 承認
 - (4) 各種助成金交付要綱(案)について 昨年度同様全24項目について助成。交付要綱を

まとめた冊子を作成し会員へ送付、あわせて協会ホームページに掲載することを説明。 ⇒ 承認



▲監査報告する壺井監事

出席されたのは次のみなさんです (社名・敬称略)

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本(禎)・萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・廣瀬・巽・吉岡(幹)・吉岡(正)・中谷・辻本・西川(直)・竹長・森本(好)・西川(武)・櫻本・山崎・川端・岡本・山口

報告事項は次の通りです。

- (1) 業務執行の状況報告について事務局から報告。

定款第27条に基づき代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告した。

- (2) 各委員会報告について

【総務委員会】省略

【適正化実施対策】令和3年度第3回適正化実施対策委員会について報告

【交通安全・労災防止対策】令和4年度第1回交通安全・労災防止対策委員会について報告

【交付金運営】令和4年度奈良県近代化基金融資推薦について報告

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

- (1) 令和3年度事業報告、収支決算報告、監査報告について
⇒ 承認

- (2) 令和4年度収支予算(案)について ⇒ 承認

近畿交通共済協同組合より 事故防止サービスについて説明



▲福山宏志理事

今回、近畿交通共済協同組合として奈良トラック協会理事会様にご貴重なお時間をいただき、また協会様広報誌に弊組合の勸奨チラシを入れていただき厚く御礼申し上げます。

近畿交通共済協同組合の福山理事より、当理事会での発表機会の謝辞があり、加えて今後も相互協力体制に尽力するとあいさつがありました。



▲中須広剛参与

中須広剛参与より、近畿交通共済協同組合の事故防止サービスとして、運転適性診断車や可搬型の診断装置（アクセスチェッカー）及び各事業所での安全講習会の開催。

また各種キャンペーンによる表彰・報奨制度や事故防止機器購入の助成金の案内。

ドライバー教育の必須事項である、指導監督の指針12項目の「eラーニング」について、令和4年度中の完成予定であることを説明した。



トラック協会
関連団体の
当組合だから

運送事業者様のニーズが分かる!

運送事業者様を全力サポート!!

オリジナル自動車共済



	A運送の場合 〔契約内容〕 優良割引 0% 多数割引 -3% (契約台数:5台)	B運送の場合 〔契約内容〕 優良割引 -30% 多数割引 -3% (契約台数:15台)	C運送の場合 〔契約内容〕 優良割引 -70% 多数割引 -5% (契約台数:30台)
営業用普通貨物車 (2t超)			
対人(自損担保付) 無制限	94,570円	65,320円	24,370円
搭乗者 1,000万円	9,700円	6,700円	2,500円
対物 無制限(免責10万円)	178,180円	123,070円	45,920円
総合計 (1台あたりの年間掛金)	282,450円	195,090円	72,790円

※フリート契約で優良割引率をお持ちの場合、共済の優良割引率に換算してご契約いただけます
(新規許可事業所など例外もありますので、詳細はお問い合わせください)

まずはお見積りから! お問い合わせは裏面をご覧ください

近畿交通共済協同組合



第 1 回 総 務 委 員 会

日時：令和4年4月22日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員 7 名（中担当副会長は委員に含む）、役員 2 名、事務局 4 名 以上 13 名

議 事

(1) 令和3年度事業報告（案）及び決算（案）について

- ・令和3年度事業について、公益目的事業である事故防止・交通安全対策、環境対策、災害時緊急輸送対策事業等について報告した。
- ・令和3年度協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計に係る決算について報告した。

繰越金が確定したことにより、2月の理事会で承認となった令和4年度収支予算書の前期繰越収支差額の変更について説明した。

4月21日に阪井監事、東口監事、壺井監事による監査を終了したことを報告。



(2) 優良従業員表彰受賞者（案）について

成績優秀で他の模範となる運転者及び一般従業員を会長名で表彰する優良従業員被表彰候補者に運転者33名、一般従業員11名の合計44名の推薦が会員事業者よりあったことを報告した。



※写真撮影のためマスクを外しています

第117回 トラック運送業界の景況感（速報）

第117回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和4年1月～3月期

日銀短観（3月調査）では、原材料価格の高騰による収益環境の悪化、新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置の適用で国内経済活動が抑制されたものの、大企業製造業の業況判断指数はプラス14、大企業非製造業はプラス9とプラス圏を維持した。

一方、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰分が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感は▲44.0と前回より23.0ポイント悪化するなど、大きくマイナス圏に沈んだ。

なお、今後の見通しは、ウクライナ侵攻の影響を受けた原油価格高騰や一層の円安進行等を反映し、燃料コストが重しとなり、業界の景況感の見通しは▲52.1（今回▲44.0）と、8.1ポイント悪化する見込みである。

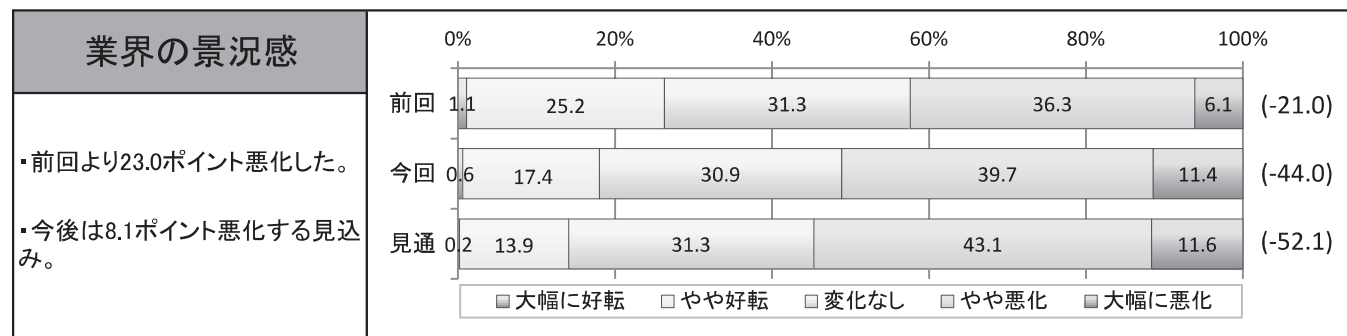
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

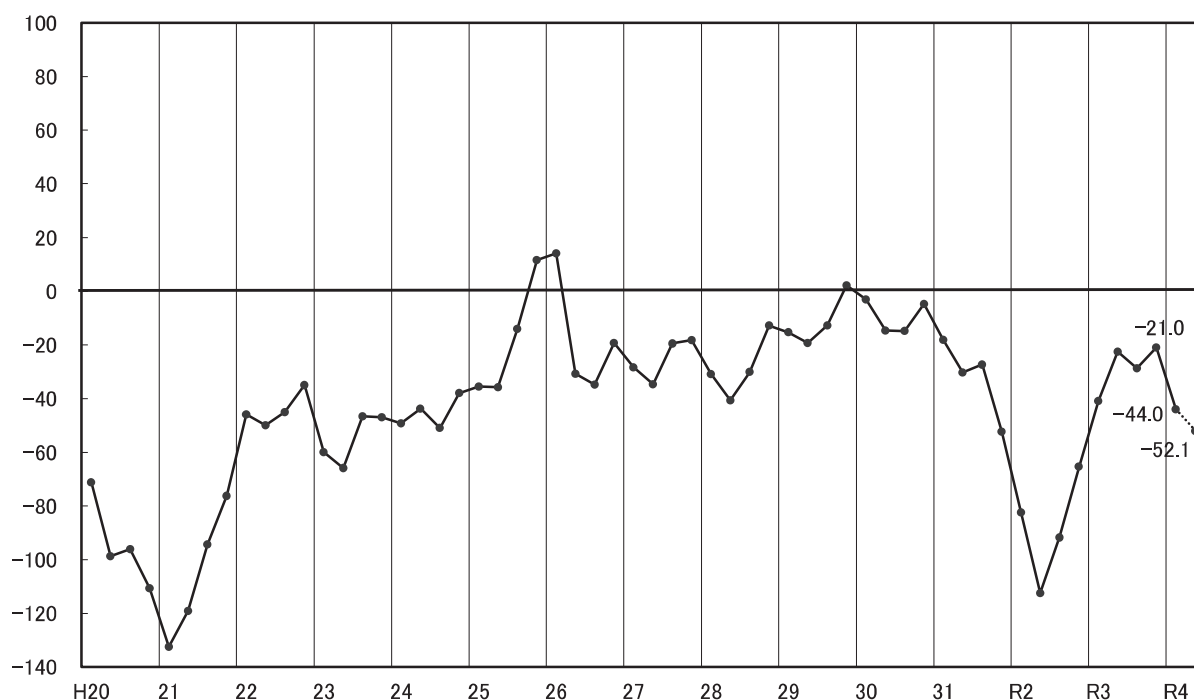
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(令和4年1月～3月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	業界の景況感は燃料価格高騰の影響を受け、「好転」とした事業者は18.0%(前回26.3%)、「悪化」とした事業者は51.1%(前回42.4%)で、判断指標は▲44.0と前回より23.0ポイント悪化した。
今後の見通し	今後の見通しは、燃料価格の高止まり、円安による経費増加等の要因を織り込み、▲52.1(今回▲44.0)と、8.1ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R3.10月～12月期)の状況、中段は今回(R4.1月～3月期)の状況、下段は今後(R4.4月～6月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

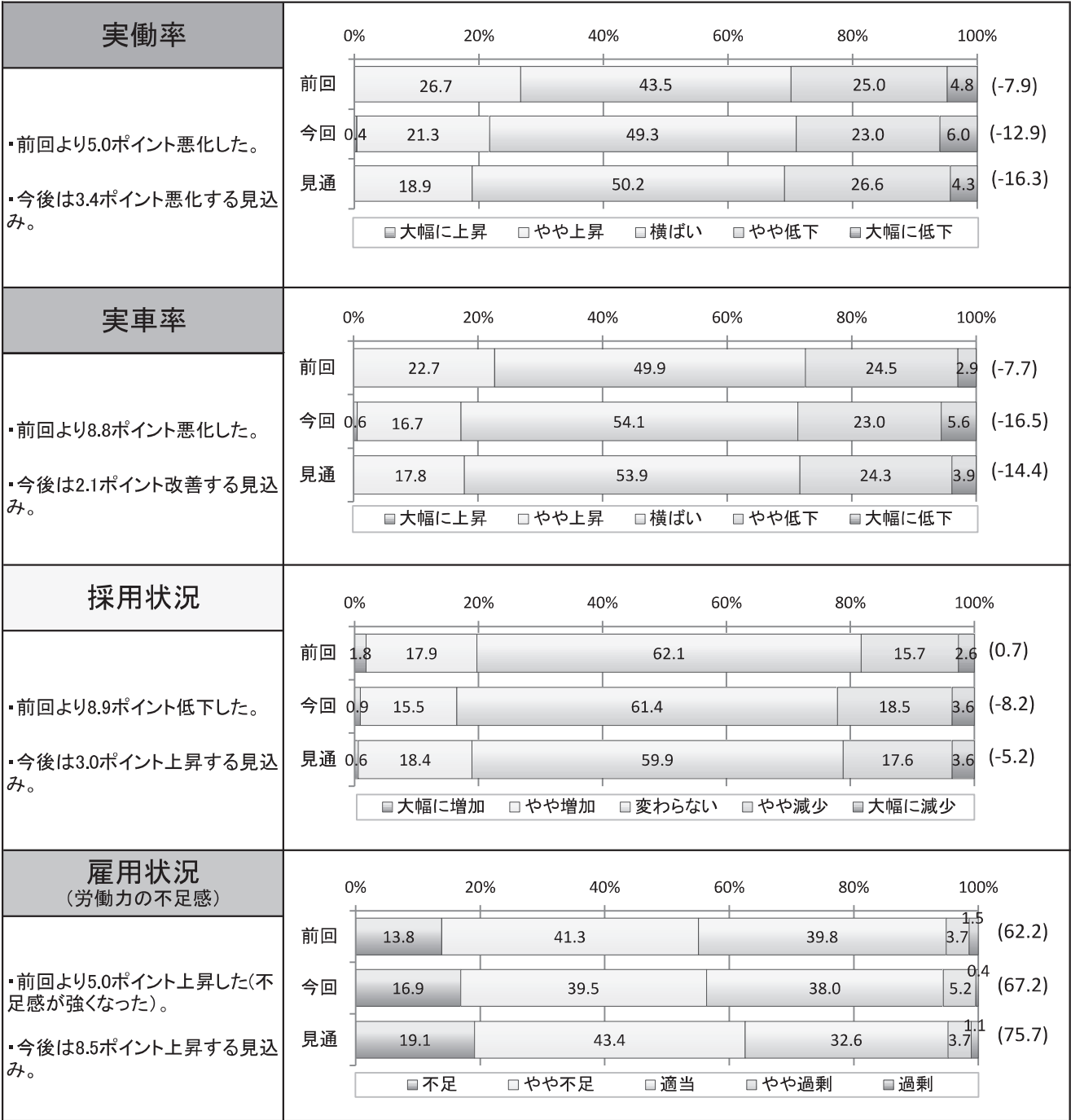
(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = {(+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)} ÷ A × 100

2 共通の概況①: 今回(令和4年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲12.9(前回▲7.9)と5.0ポイント悪化、実車率は▲16.5(前回▲7.7)と8.8ポイント悪化した。 ・ 採用状況は▲8.2(前回0.7)と8.9ポイント低下し、雇用状況(労働力の不足感)は67.2(前回62.2)と5.0ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなった。
今後の見通し	・ 実働率は▲16.3(今回▲12.9)と3.4ポイント悪化するが、実車率は▲14.4(今回▲16.5)と2.1ポイント改善の見込みである。 ・ 採用状況は▲5.2(今回▲8.2)と3.0ポイント上昇するが、雇用状況(労働力の不足感)は75.7(今回67.2)と8.5ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなる見込みである。



(注4) 雇用状況については、上段は前回(R3.10月～12月期)の状況、中段は今回(R4.1月～3月期)の状況、下段は今後(R4.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和4年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 所定外労働時間は▲23.0(前回▲23.9)と0.9ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲3.7(前回▲3.5)と0.2ポイント減少した。 - 経常損益は燃料価格上昇によるコストアップが影響し、▲57.3(前回▲47.9)と9.4ポイント悪化した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲28.1(今回▲23.0)と5.1ポイント減少、貨物の再委託は▲6.4(今回▲3.7)と2.7ポイント減少する見込みである。 - 経常損益は燃料価格の高止まりによりコストアップの見込みを織り込み、▲53.6(今回▲57.3)と3.7ポイント改善する見込みである。

所定外労働時間	
・前回より0.9ポイント増加した。 ・今後は5.1ポイント減少する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 0.4 10.9 56.2 29.7 2.9 (-23.9) 今回 1.3 9.0 59.9 24.9 4.9 (-23.0) 見通 0.4 7.1 59.9 29.2 3.4 (-28.1) ■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	
・前回より0.2ポイント減少した。 ・今後は2.7ポイント減少する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 1.8 25.0 46.0 21.9 5.2 (-3.5) 今回 1.9 19.9 55.4 18.4 4.5 (-3.7) 見通 1.1 19.5 56.6 17.6 5.2 (-6.4) ■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 変わらない ■ やや減少 ■ 大幅に減少
経常損益	
・前回より9.4ポイント悪化した。 ・今後は3.7ポイント改善する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 1.8 15.7 29.8 38.1 14.5 (-47.9) 今回 0.9 16.5 25.8 37.8 18.9 (-57.3) 見通 3.4 12.4 26.4 43.1 14.8 (-53.6) ■ 大幅に好転 ■ やや好転 ■ 変化なし ■ やや悪化 ■ 大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第117回調査は、令和4年4月5日に、モニターに対して調査開始、令和4年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
82	511	534

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成
平成22年6月4日 改訂

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）
 - (1) 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
 - (2) 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業経営者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
 - (3) 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
 - (4) ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。
2. 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）
 - (1) 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。（年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある。）
 - ・勤務中（休憩、仮眠時を含む。）における飲酒を禁止する。
 - (2) 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規程の制定・改正等）
3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）
 - (1) 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
 - (2) 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得して飲酒運転経歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
 - (3) 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処置を講じる。
（内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html
4. 厳正な点呼の実施（運行管理者等）
 - (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器を用いて確認しアルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中的アルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。
 - (2) 対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機

- 器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- (3) 点呼内容を充実・強化する。
 - ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
 - ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
 - ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。
 - (4) 点呼の執行体制を強化する。
 - ・運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。
 - (5) 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。
5. アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）
 - (1) アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。
 - (2) アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。
 - (3) アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。
 - ① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - ア）アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - イ）アルコール検知器に損傷がないこと。
 - ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - ア）確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - イ）洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
 - (4) アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。
6. 情報提供及び理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。



公益社団法人
全日本トラック協会

軽油価格調査集計表(2022年3月)

令和4年4月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2022年3月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	132.40	116.04	126.49

2022年3月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	129.00	114.56	125.41
出光昭和シェル	148.25	117.98	124.15
キグナス		117.50	
コスモ	113.70	114.60	127.33
その他	130.85	116.57	127.88

2022年3月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	133.83	116.53	127.84
30～50キロリットル未満	121.00	115.58	119.29
50～100キロリットル未満		116.50	
100キロリットル以上		113.96	

2022年3月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	136.50	114.68	138.25
30～60日未満	131.23	115.76	125.12
60日以上		118.84	125.00

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2021年11月	121.75	111.58	120.60
2021年12月	117.26	106.18	116.83
2022年1月	125.49	111.19	119.17
2022年2月	125.03	114.80	122.88
2022年3月	132.40	116.04	126.49

※消費税抜きの価格となります。

ごみのポイ捨て禁止啓発チラシ

車内ゴミのポイ捨て防止徹底のための 4つのお願い

- 道路や駐車施設などへの
ゴミのポイ捨ては絶対に止めよう



- 車内のゴミは
必ず事業所に持ち帰ろう



- 車内のゴミを管理するために
きちんとしたゴミ袋を用意しよう



- 事業所周辺のゴミの清掃や
地域の清掃活動に参加しよう



公共道路を使用して輸送サービスを提供するトラック運送業界にとって、道路環境の美化・保が責務です。トラックドライバーと運送業界のモラルが問われています。車内ゴミのポイ捨て防止を徹底して下さい。



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

<http://www.jta.or.jp>

近畿交通共済からのお知らせ

ご活用ください。近畿共済の事故防止サービス

近畿共済は、事業者の皆さまの事故防止活動をサポートします。

事故防止個別講習会をご利用ください。

当組合は組合員に対し、事故防止の一環活動として個別の安全講習会の開催を推進しています。

ドライバーへの安全教育は事業者としての義務とされていますが、教育内容や実施機会を設けることが中々自主的には困難であり、近畿共済の事故防止部は組合員の皆さま個々の状況をヒアリングし要望等を取入れた中で、安全指導内容を吟味し、組合員の了解のもと講習内容を、都度変更を行いながら実施しております。



近畿共済事故防止部としても講習内容のスキルアップを図り、組合員の皆さまともどもウィンウィンの向上を構築してまいります。

個別講習会の開催については、組合員のみなさまと打ち合わせのうえ実施いたします。受講人数については制限なく少人数でも可能です。また、開催日時についても柔軟に対応いたしますのでご相談ください。

社内で実施するドライバー対象の安全運転講習会等にご希望により講師として専任スタッフを派遣します。講習会では、運輸安全マネジメントを取り入れた実践的な指導講習を行います。(土曜日・日曜日も可能です)

上記以外に様々な事故防止の取り組みをしております。詳細は、当組合のホームページをご覧ください。

お問合せ先 近畿交通共済協同組合事故防止課 TEL 06-6965-2826 まで

近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください。

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

交通共済通信

令和4年5月
【第5号】

5月事故防止重点項目



追突事故の防止



- ・ 追突事故は時速30km以下の比較的遅い速度で多く発生しています！
- ・ 油断による発見遅れや思い込みによる判断ミスが追突事故に繋がります！



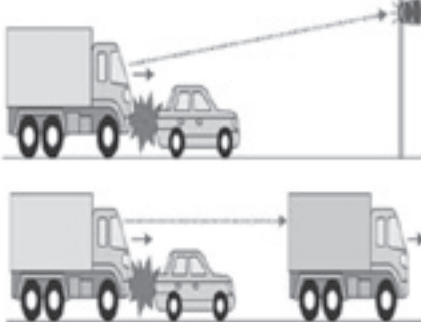
追突事故の防止チェックポイント！



★油断や思い込みに注意
低速で走行している際に「速度が低いから大丈夫」と油断していると脇見運転や漫然運転に繋がるので大変危険です。また、「前の車は停車しないだろう」などの思い込みはせず、「かもしれない運転」の励行を徹底しましょう。

★青信号になってもすぐ発進しない
信号が赤から青に変わってもすぐに発進せず前車の動向を確認してから発進しましょう。また、前方に大型車がいる場合は、その大型車の動きにつられて発進してしまい、直前の車に追突する「シンクロ追突」にも警戒しましょう。

★車内の整理整頓を徹底する
脇見運転を防止するためには、車内の整理整頓も重要です。運転中に伝票やスマホ等を手にすることは脇見運転に繋がります。また、ペットボトルやタバコなどが散乱していると走行中の揺れで落下した際、気を取られるので非常に危険です。



【追突事故事例】

助手席の荷物が落ちた事に気を取られ停車中の前車に追突！！



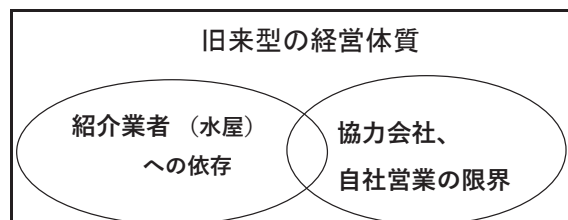
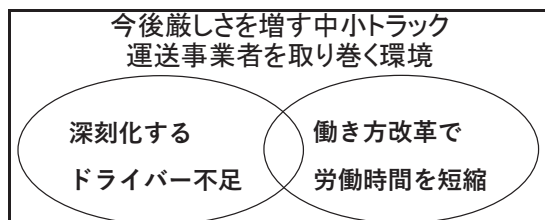
【事故発生状況】
一般道を直進中、助手席に置いていた荷物がフロアに落ちたため、運転手は助手席フロアへ目を向けてしまい脇見運転となった。その後、視線を前方に戻すと赤信号で停止している車両を発見したので、急いでブレーキかけたが間に合わず追突した。

【相手車両損害】
700,000円
【原因及び対策】
今回の事故原因は、助手席の私物が落下したことに気を取られ脇見運転となり停車車両の発見が遅れた事が原因です。
このような追突事故を起こさないためにも、車内は常に整理整頓し運転の妨げにならないようにしましょう。また、運転中は決して進行方向から目を離さず集中して運転しましょう。

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜実例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和4年	3月	4月
軽油	122円	120円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=78円(令和4年3月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラック協会・陸災防奈良県支部

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
11	土	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
12	日	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
18	土	8:30～	玉掛け技能講習会【実技】	奈良県トラック会館

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	土	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
2	土	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
21	木	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
21	木	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
28	木	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
28	木	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
30	土	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
30	土	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

優良従業員表彰 受賞

日：令和4年5月20日(金)
場所：奈良県トラック会館

大和郡山市 上田清市長より、奈良県トラック協会 大西 徹（勤続20年以上）、同 井口 元裕（勤続20年以上）が優良従業員表彰を受賞しました。この日、大和郡山市商工会 中川 博事務局長から表彰状をいただきました。



▲大西 徹



▲井口 元裕



▲写真中央は 中川 博 大和郡山市商工会事務局長

※写真撮影のためマスクを外しています

優秀運転者顕章候補者のご推薦について

会 員 各 位

(公社) 奈良県トラック協会
会長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優秀運転者顕章候補者のご推薦について

優秀運転者顕章（金・銀十字章）に該当する表彰候補者のご推薦をお願い致します。顕章は（公社）全日本トラック協会長名で贈呈するもので下記の贈呈基準等で行います。

推薦書は、「無事故・無違反証明書」の写しと共にFAXで、令和4年7月20日（水）までに奈ト協事務局宛（FAX番号 0743-23-1212）に送付して下さい。

記

1 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者。

(1) 金十字章 満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として15年以上とする)

(2) 銀十字章 満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として7年以上とする)

推薦書は別添様式を必ずご使用下さい。(不足の場合はコピーして下さい。)

*無事故・無違反期間については開始年月日から令和4年5月末日まで、何年とご記入下さい。

*無事故・無違反期間については、別添「早見表」(参考)をご覧下さい。

2 自動車安全運転センターが、令和4年5月末日以降に発行した「無事故無違反証明書」(写し)の添付をお願いします。

以上

(本件担当 山村)

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会
会 長 殿

住 所
事 業 所 名 ㊟

優 秀 運 転 者 顕 章 候 補 者 推 薦 書

標記について下記の通り推薦いたします。

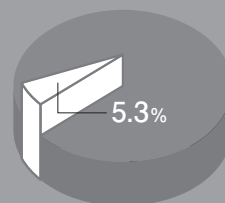
記

章 の 種 類	金・銀 十字章 (いずれかに○)
候 補 者 の 氏 名 生 年 月 日	ふりがな 昭和・平成 年 月 日生
無 事 故 無 違 反 期 間	自 年 月 日 至 令和 4年 5月 末日 年
過去の受章歴	有 無 (いずれかに○) 有の場合…平成 年 () 十字章

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和4年度）

無事故・無違反開始年月日				基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
平成	3年	6月2日 ~	平成 4年 6月1日	令和4年5月末	30年	金十字章
	4年	6月2日 ~	5年 6月1日		29年	
	5年	6月2日 ~	6年 6月1日		28年	
	6年	6月2日 ~	7年 6月1日		27年	
	7年	6月2日 ~	8年 6月1日		26年	
	8年	6月2日 ~	9年 6月1日		25年	
	9年	6月2日 ~	10年 6月1日		24年	
	10年	6月2日 ~	11年 6月1日		23年	
	11年	6月2日 ~	12年 6月1日		22年	
	12年	6月2日 ~	13年 6月1日		21年	
	13年	6月2日 ~	14年 6月1日		20年	
	14年	6月2日 ~	15年 6月1日	令和4年5月末	19年	銀十字章
	15年	6月2日 ~	16年 6月1日		18年	
	16年	6月2日 ~	17年 6月1日		17年	
	17年	6月2日 ~	18年 6月1日		16年	
	18年	6月2日 ~	19年 6月1日		15年	
	19年	6月2日 ~	20年 6月1日		14年	
	20年	6月2日 ~	21年 6月1日		13年	
	21年	6月2日 ~	22年 6月1日		12年	
	22年	6月2日 ~	23年 6月1日		11年	
	23年	6月2日 ~	24年 6月1日		10年	

重大な労働災害を防ぐためには

5 | トラック後退時
における
死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げていた、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に
トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）

被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

トラックの荷役作業指示中に
後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



ひとことアドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



トラックの構造上の特性

I
トラックの特性

2 | トラックの特性と運転

I

4 トラックの死角

■左右の死角

左右の死角では、左側の死角が大きくなっています。これは運転席が右側にあるためです。右側は、頭を動かせば目で確認できる部分もありますが、左側は確認できる部分は少なく、左側方から左後方にかけては、ミラーに映る範囲以外はほとんど死角となります。

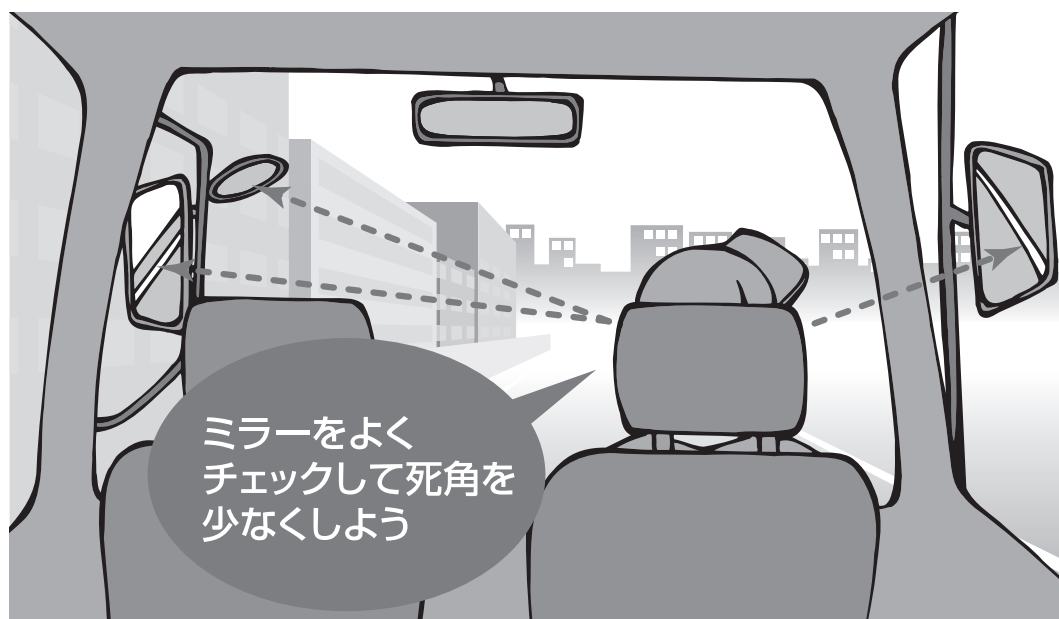
■後方の死角

後方については、空車の平ボディのトラックの場合はミラーによって多少後方の状況を見ることができますが、それ以外のバン型のトラックなどは、後方はほとんど死角になって見えない状態となります。トラックに

よる事故で多発しているもののひとつに後退時の事故があげられますが、それは後方の死角が大きく関係しています。

後方が見えない状態で安全に後退するためには、いったん下車して後方の安全確認をするか、誰かに誘導してもらう必要がありますが、誘導してもらう場合でも過信せず、最終的にはドライバーの安全確認が必要になることはいうまでもありません。

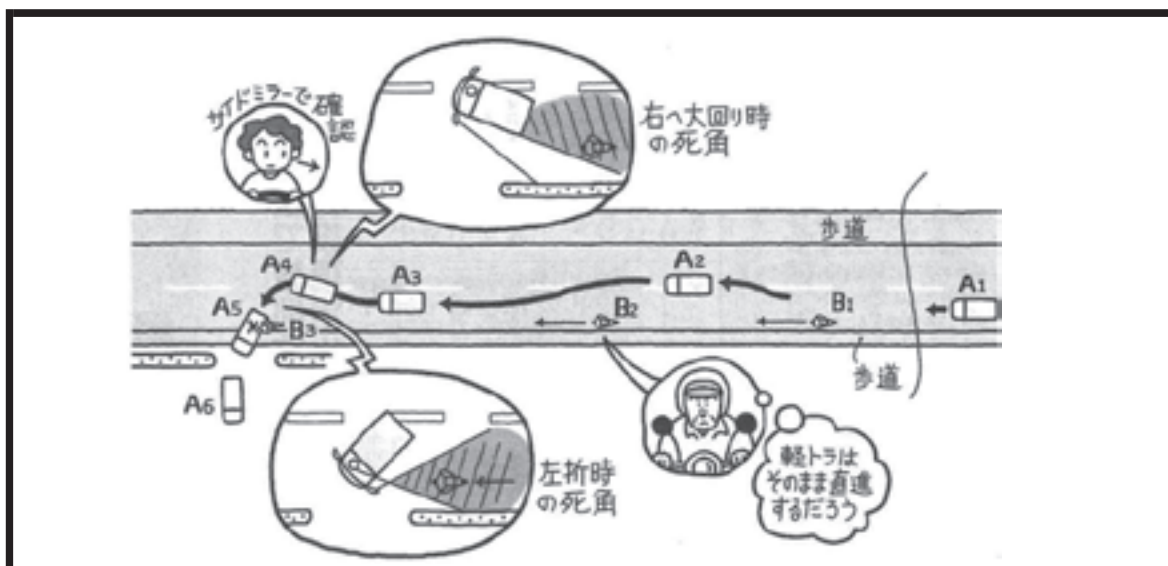
また、バックアイカメラが付いていても、カメラで見えない部分も必ずありますから、過信せずに慎重に後退する必要があります。



事業用自動車事故事例 No.82

(一般貨物) 原付自転車と軽トラックの死角によるまきこみ事故

■ 事故の概況



事故類型：左折時

発生日時：7月 正午近く 晴れ

当事者A：軽トラック 40歳代 女性

当事者B：原動機付自転車 70歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、交通量の少ない車道幅員5.5mの片側1車線道路を時速約50kmで走行していました。前方左側をB車が走行しているのを発見し、追い越したのち、左ウィンカーを点滅させて減速し、食料品の配達先である民家へ左折しようとしていました。しかし、民家の入り口が狭いため対向車線へやや膨らみ気味に大回りで左折したところ、後方から走行してきたB車と衝突しました。

Aは左にハンドルを切る直前に、左サイドミラーで後方の安全確認をしましたが、「Bの存在はまったく確認できなかった」ので、左折を継続したとのことです。

一方Bは、車道左側を時速約35kmで走行中、後方からA車が追い越した後、「直進していくものと思い込み」そのままの速度で進行していったところ、A車が自車の直前を大回りで左折しようとしたのを発見し、左側へ避けながら急ブレーキをかけたものの間に合わずに衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

今回の事例で特に重要と考えられるのは、Aが自車の左斜め後方の死角についてどのくらい認識して、普段から注意して運転をしていたかということです。左折時の巻き込み事故防止などのため、「車両の保安基準」に基づき車両の死角を極力少なくするためのさまざまな構造上の対策が講じられていますが、死角をまったくゼロにすることはできません。左折時に死角が生じたことによる巻き込み事故は、大型車に限らず軽自動車のような小さな車両でも起こりうることを運転者は認識する必要があります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年4月実施状況		令和4年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
20件	14件	4月	14件	8月	件	12月	件	14件	
		5月	件	9月	件	1月	件		
		6月	件	10月	件	2月	件		
		7月	件	11月	件	3月	件		
令和4年4月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					13	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					13	0	0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					13	3	23.1%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					13	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					13	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					10	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					13	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					13	0	0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					4	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					0	0	—%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					13	0	0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					13	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					11	2	18.2%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					13	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					13	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					13	6	46.2%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					13	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					13	3	23.1%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					13	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					13	3	23.1%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					13	0	0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					12	2	16.7%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					0	0	—%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					13	0	0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					8	6	75.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					8	6	75.0%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					13	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					13	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					13	6	46.2%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					13	0	0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					13	5	38.5%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					6	1	16.7%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					13	3	23.1%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					13	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					13	9	69.2%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					13	2	15.4%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					9	2	22.2%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					13	0	0%
指導件数合計							432	59	13.7%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	1件	2(1)件	6(2)件	3件	件	1(1)件	13(4)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	1件	3(2)件	6(2)件	件	件	1(1)件	14(5)件

()は会員外の件数です

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和4年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（水）から7月11日（月）です。

期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター フェーイ カンゴ

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	WBGT値の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
☐	発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R4.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐ WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐ 通気性の良い服装等		
☐ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。	
☐ 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体に慣らしましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です！	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
☐ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
☐ WBGT値に応じた作業計画となっているか
☐ 各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
☐ 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・いったん作業を離れ、休憩する
 - ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 - ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

5月15日現在					
区 分	令和4年	令和3年	増減数	備 考	
総件数	12,915 件	13,255 件	-340 件	1日に約	95 件
人身事故件数	943 件	1,060 件	-117 件	1日に	6 件
死者数	13 人	6 人	7 人	約10日に	1 人
負傷者数	1,101 人	1,297 人	-196 人	1日に約	8 人
物損事故件数	11,972 件	12,195 件	-223 件	1日に約	88 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

5月15日現在			
区 分	令和4年	令和3年	増減数
総件数	655 件	591 件	64 件
人身事故件数	39 件	48 件	-9 件
死者数	1 人	0 人	1 人
負傷者数	61 人	70 人	-9 人
物損事故件数	616 件	543 件	73 件

(データは概数)



・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故は、人身事故件数が減少しているものの、前年同期比で事故総件数が増加しています。

3 県内の交通事故特徴(5月15日現在)

県内では、交通死亡事故が12件発生しています。

死者数は13人で前年同期比+7人と大幅に増加しています。



その内午後6時～午後11時までの薄暮時から夜間にかけてが最も多く発生しています。

このような現状から夕暮れ時になれば、視認性を良くするためにも

- ・早めのライトの点灯
- ・対向車両等がなく、周りの迷惑とならないときはハイビームを活用
- ・ライトの照射範囲外には危険が潜んでいるため、右左折時等は特に注意
- ・ライトの照射範囲内で安全に停止できるよう速度を抑える

といったことを心掛けるようにしましょう。

—2022年度貨物自動車運送事業安全性評価事業—

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2022年7月1日(金)～7月14日(木)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日 2022年4月22日(金)

頒布方法 申請案内↓全日本トラック協会 ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日 2022年5月2日(月)

頒布方法 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関 (各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2020年度(新規)	209****
2回目更新	2019年度(初更)	199**** (1)
3回目更新	2018年度(2更)	189**** (2)
4回目更新	2018年度(3更)	189**** (3)
5回目更新	2018年度(4更)	189**** (4)

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索。

Gマーク 検索

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



●有効期限が満了したステッカーは剥がしていただく。適切ではない使用例



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

トラック奈良 2022年6月 第338号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

奈良県「新型コロナウイルス感染症対策」(抜粋)

基本的な感染防止策の継続

奈良県では、**感染防止と社会・経済活動とを両立**させ、日常生活の維持を目指していきたいと考えています。

これから大型連休に入り、様々な活動が活発になりますので、「うつらない・うつさない」ための以下のご注意をお願いします。

①マスク、②換気、③消毒、④距離

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

